

総 括 調 査 票

調査事業名	(27) 都市公園・緑地等事業			調査対象 予算額	令和2年度(補正後) : 2,341,785百万円の内数 (参考 令和3年度 : 1,485,112百万円の内数)		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	社会資本総合整備事業費 ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	社会資本整備総合交付金 防災・安全社会資本整備交付金	取りまとめ財務局	-

①調査事業の概要

【事業の概要】

- 良好な都市環境の確保、防災、市民の活動の場の提供、地域活性化等に資するため、国は「都市公園法」に基づき、地方公共団体が整備する都市公園の整備等に要する費用に関して国庫補助を行っている。
- 地方公共団体に対する国庫補助は、社会資本整備総合交付金(8,784億円の内数)及び防災・安全社会資本整備交付金(以下、「防災・安全交付金」という。)(14,634億円の内数)において実施している。公園施設の新設、増設又は改築に係る費用(補助率1/2)、公園用地取得の費用(補助率1/3)を、地方公共団体が策定する社会資本総合整備計画に基づき国庫補助を行っている。
- 都市公園の整備は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定)において「防災公園の機能確保に関する対策」「都市公園の老朽化対策」の施策に位置付けられ、5か年で重点的かつ集中的に対策を講ずることとされている。これを踏まえ、防災機能の向上と老朽化対策の観点から、公園整備に係る予算執行が効果的・効率的に行われているか検証するため、令和2年度中に国庫補助を受けた地方公共団体に対して調査を実施した。

防災公園の機能確保に関する対策

国土強靱化

概要:地震災害や風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

地震災害だけでなく風水害など多様な災害に対応した防災公園の整備により、災害発生時の避難地、防災拠点としての機能を確保する。

・機能を十分発揮させるために整備が必要な防災公園

(約160箇所程度)の対策実施率

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し

令和13年度 → 令和9年度

◆5年後(令和7年度)の状況

達成目標:80%

・災害発生時に避難地や防災拠点となる防災公園の機能が充実する。

◆実施主体

・国、都道府県、市区町村



都市公園の老朽化対策

国土強靱化

概要:都市公園において事故を防止しつつ、ライフサイクルコストの低減や持続可能な維持管理を実現するため、インフラ長寿命化計画に基づく老朽化対策を進め、予防保全型管理への移行を図る。

府省庁名:国土交通省

本対策による達成目標

◆中長期の目標

緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。

・インフラ長寿命化計画を策定済みの都市公園(令和元年度時点:約66,000公園)のうち、緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を実施できている都市公園の割合

現状:31%(令和元年度)

中長期の目標:100%

本対策による達成年次の前倒し

令和12年度 → 令和9年度

◆5年後(令和7年度)の状況

達成目標:80%

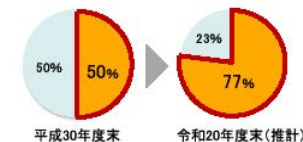
・インフラ長寿命化計画に基づく緊急度の高い老朽化した公園施設の改修等の対策を着実に実施する。

◆実施主体

・国、都道府県、市区町村

<都市公園等の設置経過年数(平成30年度末時点)>

□ 30年未満 □ 30年以上



<緊急対応が必要な施設の例>



<老朽化した園路の改修>



総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 都市公園・緑地等事業

②調査の視点

【調査対象年度】
令和2年度

【調査対象先数】

都市公園：2,925先

(社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金により都市公園・緑地等事業を実施した都市公園(公園施設長寿命化対策支援事業により国費100万円(事業費200万円)未満の事業のみを実施した公園を除く))

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災対策の観点から公園整備に係る国庫補助を受けているにも関わらず、防災機能向上の意味を過度に広く捉えて、集客・レクリエーション等が主目的の施設整備が行われていないか。

また、防災対策として国庫補助を受けた公園施設は、実際の災害時に果たす役割が具体的に想定されているか。

③調査結果及びその分析

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

(1) 整備された公園施設

防災・安全交付金の交付要綱で「防災機能の向上に寄与しないテニスコート、プール等の公園施設の整備を除く」と明示されているにも関わらず、同交付金でテニスコートの整備を対象としている例(2件)が確認された。

また、防災・安全交付金を活用した公園整備は、交付要綱上「防災・安全対策のために特に必要と認められる事業」に限るとされているにも関わらず、そもそも災害時に果たす役割が具体的に想定されていない施設の整備や、種類や規模、仕様から見て、集客・レクリエーション等が主目的と考えられ「防災・安全対策のために特に必要」とは言い難い整備事例が多く確認された。【表1】

【表1】防災機能向上に資するとは言い難い整備事例

整備内容の例	質問「災害時に果たす役割が具体的に想定されているか」への地方公共団体の回答
遊具、健康運動機器(多数)	いいえ はい (回答例:救助活動拠点のテント等の支柱として使用、災害対応関係機関の活動拠点及びヘリポート等に活用)
徒渉池の新設 【補助額:10百万円】	いいえ
サッカー場の大型映像装置・屋根付観客席等の整備 【補助額:175百万円】	はい (大規模災害時に総合的な防災拠点となった際の緊急消防援助隊等集結地の機能強化及び豪雨災害時における広域避難者の安全性確保)

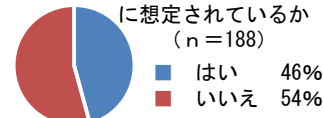
(2) 災害時に果たす役割の想定

防災対策として整備された施設(※)に関し、54%が「災害時に果たす役割が具体的に想定されていない」と回答した。【図1】

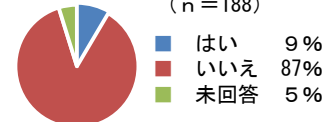
また、当該施設に関し「災害時に活用する際のオペレーションを詳細に定めたマニュアル・文書が存在する」と回答したのは9%に過ぎなかった。【図2】

※ 防災・安全交付金、もしくは社会資本整備総合交付金(「防災公園」の事業要件によるものに限る)による公園施設整備であって、都市公園法施行令第31条における「修景施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」の新設、増設又は改築に係る事業。

【図1】災害時の役割が具体的に想定されているか
(n=188)



【図2】災害時のオペレーションを定めた文書が存在するか
(n=188)



④今後の改善点・検討の方向性

1. 防災対策としての公園施設整備の内容について

防災・安全交付金における都市公園整備(及び社会資本整備総合交付金における「防災公園」の事業要件による都市公園整備)に関し、交付金の交付対象を、災害時に果たす役割が明確でかつ真に防災機能向上に資する施設整備に絞った上で、より具体的に要件化するべき。

また、国土交通省は、都市公園整備に係る国庫補助に当たり、交付要綱の遵守を徹底すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (27) 都市公園・緑地等事業

②調査の視点

2. 公園のソフト面の防災対策について

防災対策の観点からハード施設整備に国庫補助を受けている都市公園において、災害時における各施設の明確な位置付けや、公園管理者や関係機関の役割分担等を定めた災害応急体制構築など、有効なソフト面の防災対策が伴っているか。

また、国土交通省は、災害時に防災機能を適切に発揮するための公園の管理運営の基本的考え方（ソフト面の防災対策）などを示した「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」に関して、地方公共団体への周知に努めているところ、理解が実際に進んでいるか。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

人口が減少する中で、市街化が今後想定されないような地域の公園において、最近の利用実績や今後の中長期的な利用者見込みなどの定量的なデータに基づく検証を経ないまま、公園施設の老朽化対策（施設更新など）が行われていないか。

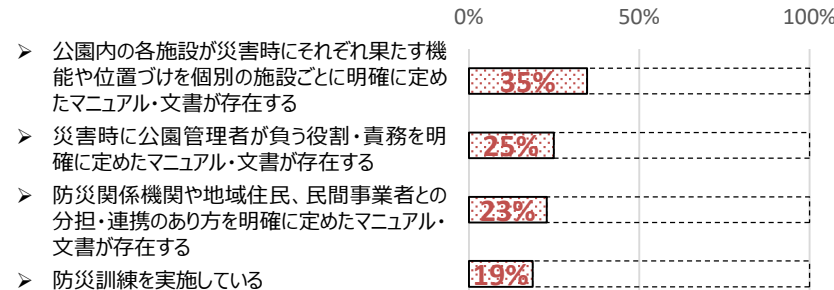
③調査結果及びその分析

2. 公園のソフト面の防災対策について

(1) ソフト面の防災対策

防災対策の観点から施設整備の国庫補助を受けていた公園（※）であるにも関わらず、災害時に実際に防災機能が発揮できるよう有効なソフト面での対策・体制が取られているとは言い難い公園が多い。【図3】

【図3】ソフト面の防災対策の実施状況（n=245）



※ 防災・安全交付金、もしくは社会資本整備総合交付金（「防災公園」の事業要件によるものに限る）により施設整備を行った公園。

(2) 「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」の理解度

防災対策の観点から施設整備の国庫補助を受けていた公園のうち、同ガイドラインを「十分に理解している」と回答した整備主体（地方公共団体）は10%とわずかだった。また、当該公園において同ガイドラインを具体的に活用したと答えた団体も10%のみであった上、活用しなかった団体のうち36%は、そもそも同ガイドラインの存在を知らなかった。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

今後の市街化が想定されていない区域（市街化調整区域及び都市計画区域外）に立地し、既設公園の再整備が行われた公園について、当該公園の最近（過去3年以内）の利用実績を定量的に確認していない例が44%確認された。住区基幹公園（主に徒歩圏内の居住者が日常的に利用する中小規模以下の公園）を除いても、25%が利用実績を把握していなかった。

また、同区域の公園の再整備に当たって、中長期（10年後以降）の利用者見通しを作成している例はほぼなかった（283公園中2件のみ）。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 公園のソフト面の防災対策について

国土交通省は、災害時に実際に公園施設が防災機能を十分に発揮するための具体的なソフト面の要件を策定し、防災対策の観点で公園のハード整備への国庫補助を行う際は、当該ソフト面の要件を満たすことを必須とすべき。

また、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン」の内容に関して地方公共団体において理解が進んでいない実態を踏まえ、各自治体の公園管理担当者に対する同ガイドラインの更なる周知・徹底に取り組むべき。

3. 人口減少下での公園施設の老朽化対策について

人口が減少する中で、老朽化した既存の公園の必要性を不断に見直す観点から、今後の人口集積が見込まれにくい地域において公園を再整備するに当たっては、一定以上の規模の公園について利用実績の確認や将来見通しの作成を課すなど、定量的な検証を補助要件とすることを検討すべき。